

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

修正前

- 協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県（以下、「各県」という。）、富士山周辺市町村及び関係機関により構成される。
- 平常時や噴火時には、協議会構成機関がそれぞれ独自に災害対策を実施するが、協議会構成機関が連携して対応することにより、最大効果が発揮できるよう努める。

火山活動に応じた協議会の体制及び検討内容

火山活動		協議会における体制・検討内容
平常時		<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な防災対策について関係機関と共同で検討 ● 地域住民や来訪者等への防災対策の啓発（訓練、自助共助の意識向上等）
め ら れ た と き	噴火警戒レベル1（平常（火山活動が活発化の傾向を示しているとき）	● 火山活動が活発化の傾向を示している場合、協議会の開催、気象庁や火山専門家等から状況や見通しの意見を踏まえ、火山防災対応の検討及び情報共有
	噴火警戒レベルが引き上げられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに協議会を開催し、火山専門家等の意見を聞き、各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う （噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行）
噴火開始後		● 政府の現地対策本部等設置後は、本部主催の合同会議の体制へ引き継ぐ
小康期		<ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難者の避難状況や復旧・復興等を踏まえて体制を見直し ※降灰後土石流が反復・継続して発生するおそれがあるときは、体制を継続

0

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

修正後

- 協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県（以下、「各県」という。）、富士山周辺市町村及び関係機関により構成される。
- 平常時や噴火時には、協議会構成機関がそれぞれ独自に災害対策を実施するが、協議会構成機関が連携して対応することにより、最大効果が発揮できるよう努める。

火山活動に応じた協議会の体制及び検討内容

火山活動		協議会における体制・検討内容
平常時		<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な防災対策について関係機関と共同で検討 ● 地域住民や来訪者等への防災対策の啓発（訓練、自助共助の意識向上等）
火山活動が増加する等の異常な状況が生じた場合		● 火山活動が増加する等の異常な状況が生じた場合、協議会の開催、気象庁や火山専門家等から状況や見通しの意見を踏まえ、火山防災対応の検討及び情報収集を行う
噴火警戒レベルが引き上げられたとき		<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに協議会を開催し、火山専門家等の意見を聞き、各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う （噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行）
噴火開始後		● 政府の現地対策本部等設置後は、本部主催の合同会議の体制へ引き継ぐ
小康期		<ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難者の避難状況や復旧・復興等を踏まえて体制を見直し ※降灰後土石流が反復・継続して発生するおそれがあるときは、体制を継続

1